

平成 30 年度

監査結果報告書

板橋区監査委員事務局

監査結果報告（平成 30 年度）目次

1 定期監査

- (1) 政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、
監査委員事務局及び区議会事務局定期監査結果報告・・・・・・・・・・ 2
- (2) 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果報告・・・・ 4
- (3) 福祉部定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果報告・・・・・・・・・・ 6
- (5) 教育委員会事務局定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (6) 健康生きがい部定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (7) 子ども家庭部定期監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- (8) 資源環境部、都市整備部及び土木部定期監査結果報告・・・・・・・・ 1 2

2 随時監査等

- (1) 財産監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- (2) 財政援助団体等監査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- (3) 工事監査結果報告（第 1 回～第 4 回）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (4) 指定管理者監査報告結果（新規・継続更新分）・・・・・・・・・・ 3 4
- (5) 特定項目監査結果報告（主管課契約における随意契約について）・・ 3 9

3 決算審査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2

4 健全化判断比率審査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6

5 行政監査結果報告

- [第 1 回] 保健所における食品・環境衛生等の監視指導業務について（概要） 6 0
- [第 2 回] 区営・区立住宅等の管理について（概要）・・・・・・・・・・ 6 3

6 例月出納検査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8

定期監査

監査対象部局	実施年月日
政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び 区議会事務局定期監査	平成30年5月8日(火) 9日(木)
区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査	平成30年5月30日(水) 31日(木) 6月1日(金)
福祉部定期監査	平成30年10月3日(水)
区立小・中学校及び特別支援学校定期監査	平成30年11月1日(木) 2日(金) 20日(火) 21日(水)
教育委員会事務局定期監査	平成30年12月5日(水) 6日(木)
健康生きがい部定期監査	平成30年12月12日(水) 14日(金)
子ども家庭部定期監査	平成31年1月9日(水) 10日(木) 11日(金)
資源環境部、都市整備部及び土木部定期監査	平成31年1月16日(水) 17日(木) 18日(金)

平成 30 年度政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成30年5月8日(火)	<p>【政策経営部】 財政課、広聴広報課、いたばし魅力発信担当課、 I T推進課</p> <p>【総 務 部】 総務課、人事課、庁舎管理・契約課、男女社会参画課 (男女平等推進センター含む)</p> <p>【会計管理室】 会計管理室</p>
平成30年5月9日(水)	<p>【政策経営部】 政策企画課、経営改革推進課、施設経営課、 教育施設担当課</p> <p>【総 務 部】 課税課、納税課、区政情報課</p> <p>【危機管理室】 防災危機管理課、地域防災支援課</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局</p> <p>【監査委員事務局】 監査委員事務局</p> <p>【区議会事務局】 区議会事務局</p>

2 監査委員合議年月日

平成30年7月30日(月)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監 査 の 範 囲 (1) 平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 25 年度及び平成 26 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 25 年度行政監査テーマ「職員の人材育成について」の措置結果通知分

※平成 26 年度行政監査テーマ「プロポーザル方式による契約」の措置結果通知分

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成30年 5 月 30 日 (水)	<p>【区民文化部】 地域振興課、仲町地域センター・板橋交通公園内集会所、 大谷口地域センター・向原ホール・大谷口北町集会所、 成増地域センター・赤塚高台集会所、 高島平地域センター・高島平区民館・高島平二丁目集会所、 仲町区民事務所、高島平区民事務所、文化・国際交流課</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課</p>
平成30年 5 月 31 日 (木)	<p>【区民文化部】 熊野地域センター・大山東集会所、 清水地域センター・本蓮沼公園内集会所、 中台地域センター・中台三丁目集会所、 前野地域センター・前野ホール・前野町六丁目集会所、 桜川地域センター・緑ヶ丘第二公園内集会所、 常盤台区民事務所、スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課</p> <p>【産業経済部】 赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>
平成30年 6 月 1 日 (金)	<p>【区民文化部】 戸籍住民課</p>

2 監査委員合議年月日

平成30年 7 月 30 日 (月)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監 査 の 範 囲 (1) 平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監 査 の 結 果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度福祉部定期監査結果について

- 1 監査実施年月日 平成 30 年 10 月 3 日(水)
- 2 監 査 対 象 管理課、障がい者福祉課、板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、志村福祉事務所
- 3 監査委員合議年月日 平成 30 年 11 月 29 日(木)
- 4 監査実施場所 監査委員室及び各施設
- 5 監 査 の 範 囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況
- 6 監査の着眼点
(1)歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2)経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3)施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- 7 監 査 の 結 果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 11 月 1 日 (木)	志村第五小学校、志村第六小学校、大谷口小学校 天津わかしお学校
平成 30 年 11 月 2 日 (金)	板橋第十小学校、上板橋第四小学校、高島第一小学校 高島第三小学校、板橋第五中学校、上板橋第三中学校
平成 30 年 11 月 20 日 (火)	志村第二小学校、舟渡小学校、板橋第七小学校 向原小学校、志村第一中学校、中台中学校
平成 30 年 11 月 21 日 (水)	志村小学校、前野小学校、弥生小学校、成増小学校 志村第四中学校、赤塚第三中学校

2 監査委員合議年月日

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

3 監査実施場所 各小・中学校及び特別支援学校

4 監査の範囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、平成 29 年度及び平成 30 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か (あいキッズを含む)。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 12 月 5 日(水) 6 日(木)	教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、生涯学習課、成増生涯学習センター、郷土資料館、地域教育力推進課、教育支援センター、中央図書館、いたばしボローニャ子ども絵本館

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 1 月 31 日(木)

3 監査実施場所

監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

(1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 平成 26 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 26 年度第 2 回行政監査テーマ「就学援助事務について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度 健康生きがい部定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象
平成 30 年 12 月 12 日 (水)	長寿社会推進課、国保年金課、介護保険課、後期高齢医療制度課、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、東新しいこいの家
平成 30 年 12 月 14 日 (金)	健康推進課、生活衛生課、予防対策課、板橋健康福祉センター、板橋いこいの家、中丸いこいの家、なりますいこいの家、舟渡いこいの家、備品実査（保健所・板橋健康福祉センター）

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 平成 26 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 26 年度第 1 回行政監査テーマ「子どもと母親の健康づくりについて」
の措置結果通知分

6 監査の結果

一部不適正な事務処理があったので「指摘」とした。

指摘事項は次のとおり。

7 指摘事項

家庭用品検査委託における不適正な契約事務について

生活衛生課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

生活衛生課は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた乳幼児用繊維製品等の家庭用品を試買し、有害物質の含有量等の検査について、外部の検査機関に委託している。

生活衛生課は、平成 29 年度家庭用品検査委託（単価契約）について、平成 29 年 6 月 6 日付で支出負担行為を伴う事案（支出予定金額 509,760 円）を起案し、6 月 8 日付で主管課における随意契約として、相手方から請書を徴取した。

また、平成 30 年度の同事案の委託契約についても、平成 30 年 5 月 22 日付で支出負担行為を伴う事案（支出予定金額 645,840 円）を起案し、6 月 4 日付で主管課における随意契約として、相手方から請書を徴取した。

東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）では、

①地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を受け、規則第 34 条で、支出予定金額が 50 万円以下の委託契約については

随意契約によることができると定めている。

②課又は所において契約に関する事務の処理をすることができる金額の範囲は、規則第 65 条第 1 号で、委託契約については規則第 34 条で定める金額と同額の 50 万円以下とされ、その金額を超える案件については、規則第 59 条に基づき、総務部長に対して契約締結を請求しなければならないと定めている。

③規則第 38 条第 1 号及び第 39 条で、契約金額（単価契約では契約単価に予定数量を乗じた金額）が委託契約については 50 万円以下の場合において、契約書の作成を省略し、請書を徴取することが認められているが、当該額を超える場合は、原則として契約書を作成しなければならない。

以上のことから、生活衛生課における家庭用品検査委託（単価契約）は、

①施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び規則第 34 条に基づく随意契約の可能額を超えている。

②規則第 59 条に基づき、総務部長に対して契約締結を請求すべきところ、適用することができない規則第 65 条を根拠として、主管課において契約を締結している。

③平成 30 年度分の契約について、契約単価に予定数量を乗じた金額が 50 万円を超えているため、規則第 38 条第 1 号に基づく契約書の作成を省略することはできないが、契約書を作成せず、相手方から請書を徴取している。

のとおり、2 か年にわたり規則違反行為を重ね、その事務処理は極めて不適正である。

生活衛生課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底に厳格に取り組む必要がある。

（生活衛生課）

平成 30 年度子ども家庭部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 31 年 1 月 9 日(水)	[児童館] はすのみ児童館、西徳児童館、清水児童館 [保育園] 高島平あやめ保育園、高島平さつき保育園、坂下三丁目保育園、かないくぼ保育園、中板橋保育園
平成 31 年 1 月 10 日(木)	[児童館] あずさわ児童館、富士見台児童館、赤塚児童館 [保育園] 板橋保育園、相生保育園、あさひが丘保育園、西台保育園、西前野保育園
平成 31 年 1 月 11 日(金)	[児童館] 弥生児童館、向原児童館 [保育園] 弥生保育園、向原保育園 子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、児童相談所設置担当課、子ども家庭支援センター

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 2 月 28 日(木)

3 監査実施場所

監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

- (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度資源環境部、都市整備部
及び土木部定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 31 年 1 月 16 日(水)	<p>【資源環境部】 板橋東清掃事務所（清掃車両係）、板橋西清掃事務所</p> <p>【都市整備部】 市街地整備課、住宅政策課</p> <p>【土木部】 管理課、計画課、赤塚土木事務所、北部公園事務所</p>
平成 31 年 1 月 17 日(木)	<p>【資源環境部】 資源循環推進課</p> <p>【都市整備部】 建築指導課、拠点整備課、地区整備事業担当課、 鉄道立体化推進担当課、高島平グランドデザイン担当課</p> <p>【土木部】 交通安全課、工事課、みどりと公園課、公園整備担当課</p>
平成 31 年 1 月 18 日(金)	<p>【資源環境部】 環境政策課</p> <p>【都市整備部】 都市計画課</p>

2 監査委員合議年月日

平成 31 年 3 月 28 日（木）

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲 (1) 平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

随時監査等

随 時 監 査	実 施 年 月 日
財産監査	平成 30 年 4 月 23 日 (月)
財政援助団体等監査	平成 30 年 9 月 3 日 (月)
	5 日 (水)
	6 日 (木)
	7 日 (金)
	10 日 (月)
	11 日 (火)
12 日 (水)	
第 1 回工事監査 (建築)	平成 30 年 7 月 11 日 (水)
第 2 回工事監査 (土木)	11 月 12 日 (月)
第 3 回工事監査 (土木)	平成 31 年 1 月 28 日 (月)
第 4 回工事監査 (建築)	2 月 13 日 (水)
指定管理者監査 (新規分)	平成 30 年 12 月 20 日 (木)
指定管理者監査 (継続更新分)	10 月 15 日 (月)
	10 月 19 日 (金)
	11 月 12 日 (月)
特定項目監査 (主管課契約における随意契約について)	平成 30 年 4 月 2 日 (月) ~ 平成 31 年 2 月 28 日 (木)

平成 30 年度財産監査結果について

- 1 監査実施年月日
平成 30 年 4 月 23 日(月)
- 2 監査委員合議年月日
平成 30 年 5 月 29 日 (火)
- 3 監査対象及び実施場所

監 査 対 象		実 施 場 所
本 審 査	公有財産・物品・債権・基金	監 査 委 員 室
備 品 実 査	区役所本庁舎 【北館 1 階から 4 階】 【南館 1 階から 4 階】	対 象 課
現 場 監 査	公有財産 (行政財産及び普通財産)	加賀二丁目 308 番 53 舟渡四丁目 2848 番 17

- 4 監査の範囲
平成 29 年度及び平成 30 年度の公有財産、物品、債権についての取得、管理及び処分、基金の管理、運用に関する事。
- 5 監査の着眼点
 - (1) 公有財産
 - ① 財産の取得及び処分は適正に行われているか。
 - ② 財産台帳が整備され、事務処理が適正に行われているか。
 - ③ 財産の貸付は法令に従って処理され、管理は適正に行われているか。
 - ④ 財産の保全、活用、維持管理は適正に行われているか。
 - (2) 物 品
 - ① 物品の在庫管理及び整理活用は適正に行われているか。
 - ② 物品の管理、不用品の処分は適正に行われているか。
 - (3) 債 権
 - ① 債権の管理は適正に行われているか。
 - ② 保全、督促等の事務処理は積極的かつ適法に行われているか。
 - (4) 基 金
 - ① 基金の設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。
 - ② 管理は適正に行われているか。
- 6 監査の結果
特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度 財政援助団体等監査（政務活動費を除く）結果について

1 監査実施年月日

平成 30 年 9 月 3 日（月）、6 日（木）、7 日（金）、10 日（月）、11 日（火）、12 日（水）

2 監査対象

(1) 出資団体

No.	団体名	補助金名	所管課
1	板橋区土地開発公社	(交付なし)	政 策 企 画 課
2	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（※）	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金	文 化 ・ 国 際 交 流 課
3	公益財団法人植村記念財団（※）	公益財団法人植村記念財団補助金	ス ポ ー ツ 振 興 課
4	公益財団法人板橋区産業振興公社（※）	公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金	産 業 振 興 課

※印の 3 団体については補助金交付と重複する団体

(2) 補助金交付団体等

No.	交付先名称	施設名等	補助金名	所管課
1	板橋区職員互助会		板橋区職員互助会運営費補助金	人 事 課
2	常盤台南口商店会		板橋区地域における見守り活動支援事業に対する補助金	防 災 危 機 管 理 課
3	前野町二丁目町会		板橋区地域における見守り活動支援事業に対する補助金	防 災 危 機 管 理 課
4	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団		公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金	文 化 ・ 国 際 交 流 課
5	公益財団法人植村記念財団		公益財団法人植村記念財団補助金	ス ポ ー ツ 振 興 課
6	公益財団法人板橋区産業振興公社		公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金	産 業 振 興 課
7	一般社団法人板橋産業連合会		板橋区中小企業活性化支援事業補助金	産 業 振 興 課
8	ハッピーロード大山商店街振興組合		板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金（活性化事業）	産 業 振 興 課

No.	交付先名称	施設名等	補助金名	所管課
9	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会		板橋区社会福祉協議会運営費助成金	福祉部管理課
			ぬくもりサービス(在宅福祉サービス)事業助成金	福祉部管理課
			板橋区権利擁護センター事業運営費補助金	おとしより保健福祉センター
			板橋区アクティブシニア就業支援事業補助金	長寿社会推進課
10	メディカル・ケア・サービス株式会社	愛の家グループホーム板橋小茂根	板橋区介護施設開設準備経費補助金	介護保険課
		愛の家グループホーム板橋高島平	板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金(スプリンクラー整備等整備事業)	介護保険課
11	株式会社サンベスト東信	サンベストビレッジ舟渡(グループホーム)	板橋区介護施設開設準備経費補助金	介護保険課
			板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金	介護保険課
			板橋区地域密着型サービス等整備費補助金	介護保険課
			板橋区地域密着型サービス等整備費補助金(看護小規模多機能型居宅介護)	介護保険課
12	特定非営利活動法人かたぐるま	デイサービスかたぐるま	板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金	障がい者福祉課
13	特定非営利活動法人みんなのセンターおむすび	デイサービスおむすび	板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金	障がい者福祉課
14	特定非営利活動法人はらから東京の会	とうふ工房・大谷口の家	板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金	障がい者福祉課

No.	交付先名称	施設名等	補助金名	所管課
15	社会福祉法人 J H C 板橋会	J H C 赤塚	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		J H C 秋桜	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		社会就労センタープロデュース道	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		サン・マリーナ	板橋区精神障がい者ソーシャルハウス運営費補助金	障がい者福祉課
		スペースピア	板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金	障がい者福祉課
16	社会福祉法人ひふみ会	障害福祉サービス事業所愛光	生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金	障がい者福祉課
			板橋区重症心身障がい児(者)通所事業運営費補助金	障がい者福祉課
17	公益財団法人東京 Y W C A	Y W C A キッズガーデン	板橋区児童発達支援センターサービス推進事業補助	障がい者福祉課
18	東武鉄道株式会社	東武東上線成増駅	板橋区内方線付き点状ブロック整備補助金	障がい者福祉課
19	東日本旅客鉄道株式会社	埼京線板橋駅	鉄道駅エレベーター等整備事業費補助金	障がい者福祉課
20	株式会社ゴーエスト	メリーポピンズ成増ルーム	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
		メリーポピンズ中板橋ルーム	板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
21	原 淳恵	こっこ保育園	板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課

No.	交付先名称	施設名等	補助金名	所管課
22	株式会社モード・プランニング・ジャパン	板橋雲母保育園	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
		板橋雲母保育園高島平	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
		中板橋雲母保育園	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
23	株式会社テノ・コーポレーション	ほっぺるランド板橋徳丸	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		ほっぺるランド志村坂上	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		ほっぺるランド成増	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		ほっぺるランド板橋小豆沢	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		ほっぺるランド本蓮沼	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		ほっぺるランド大谷口	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区保育事業従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	保育サービス課
		ほっぺるランド板橋本町	板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
ほっぺるランド滝野川	板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課		
24	葉隠勇進株式会社 ^{※1}	明日葉保育園大山園	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		明日葉保育園蓮根園	板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
			板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課

※1:平成30年7月に、葉隠勇進株式会社の子育て支援事業部門は、「株式会社明日葉」へ社名変更。

No.	交付先名称	施設名等	補助金名	所管課
25	株式会社日本生科学研究所	日生あずさわ保育園ひびき	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		日生板橋区役所前保育園ひびき	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
		日生中板橋保育園ひびき	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
26	株式会社ブロッサム	なかいたばしさくらさくほいくえん ^{※2}	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
		ほんちょうさくらさくほいくえん ^{※3}	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
27	ライクアカデミー株式会社	にじいろ保育園徳丸	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		にじいろ保育園上板橋	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		にじいろ保育園蓮根	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
28	株式会社ベネッセスタイルケア	ベネッセ前野町保育園	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		ベネッセ板橋保育園	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
			板橋区認証保育所運営費等補助金	保育サービス課
		ベネッセ板橋三丁目保育園	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
29	株式会社コスモメイトサービス	コスモメイト成増保育園	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
30	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	同援みどり保育園	板橋区保育事業従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	保育サービス課
31	株式会社みんなの保育園	デイジー小規模保育園・加賀	小規模保育所開設準備経費補助金	子育て支援施設課
		シエル小規模保育園・加賀	小規模保育所開設準備経費補助金	子育て支援施設課
32	株式会社S・S・M	ぬくもりのおうち保育園高島平小規模保育園	小規模保育所開設準備経費補助金	子育て支援施設課

※2: 平成30年8月に、「さくらさくみらい中板橋」へ園名変更。

※3: 平成30年8月に、「さくらさくみらい本町」へ園名変更。

No.	交付先名称	施設名等	補助金名	所管課
33	社会福祉法人緑伸会	保育園加賀のこども	板橋区民間保育所等整備費補助金	子育て支援施設課
34	社会福祉法人白鳩福祉会	つつじ保育園	板橋区民間保育所等整備費補助金	子育て支援施設課
35	国際興業株式会社		板橋区コミュニティバス運行事業補助金	都市計画課
36	大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発準備組合		板橋区市街地再開発事業補助金	拠点整備課
37	坂本 静枝	みその幼稚園	板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金	学務課

3 監査委員合議年月日
平成 30 年 10 月 29 日（月）

4 監査実施場所
監査委員室又は各団体の施設

5 監査の範囲

- (1) 財務関係事務全般（出資団体）
- (2) 平成 29 年度に区から交付された補助金の出納その他の事務（補助金交付団体等）

6 監査の着眼点

出資団体	<p>(1) 所管課 ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体 ア 設立目的に沿った事業運営は適切に行われているか。 イ 経営成績及び財政状況は良好か。 ウ 資金の運用は適切か。 エ 関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。</p>
補助金交付団体等	<p>(1) 所管課 ア 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。 イ 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体 ア 交付目的に適合した事業を実施しているか。 イ 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ウ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。 エ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。</p>

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	団体名等
平成30年9月5日(水)、10日(月)	板橋区議会自由民主党議員団
	板橋区議会公明党
	日本共産党板橋区議会議員団
	橋本 祐幸
	高橋 正憲
	松島 道昌
	長瀬 達也
	五十嵐 やす子
	南雲 由子
	おなだか 勝
	佐藤 としのぶ
	中妻 じょうた
	高沢 一基
井上 温子	
松崎 いたる	

2 監査委員合議年月日

平成 30 年 10 月 29 日（月）

3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき関与していない。

4 監査実施場所

監査委員室

5 監査の範囲

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに区から交付された補助金の出納その他の事務

6 監査の着眼点

補助金交付 団体等	(1) 所管課 ア 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。 イ 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。 (2) 団体 ア 交付目的に適合した事業を実施しているか。 イ 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ウ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。 エ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。
--------------	---

7 監査の結果

(1) 指摘事項

板橋区政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び「板橋区政務活動費会計事務の手引き」に基づき、平成 29 年度に交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 意見

政務活動費に関する透明性を確保する観点から、「板橋区政務活動費会計事務の手引き」の板橋区公式ホームページ上への掲載をはじめとした情報公開に積極的に取り組むよう要望する。

平成 30 年度第 1 回工事監査(建築)結果について

1 監査実施年月日

平成 30 年 7 月 11 日(水)

2 監 査 対 象

(1) 対象工事、請負金額等

区立小豆沢体育館プール棟増築工事及び付帯工事

対象工事	請負会社	請負金額(円)	工期	進捗率
建築工事	鴻池・瀧島・古川建設 共同企業体	2,678,076,000	H28.10.29 から H30.12.26 まで	71.0%
付 帯 工 事	電気設備工事	新分・高栄建設共同 企業体	H28.10.29 から H30.12.26 まで	27.8%
	給排水衛生ガ ス設備工事	木村・東建建設共同 企業体	H28.10.29 から H30.12.26 まで	48.0%
	空気調和設備 工事	栄幸・中島建設共同 企業体	H28.10.29 から H30.12.26 まで	56.0%
	昇降機設備 工事	ダイコー株式会社	H29. 3.28 から H30.12.26 まで	0%

(2) 場 所

板橋区小豆沢三丁目 1 番 1 号

3 対 象 課

政策経営部施設経営課

4 監査委員合議年月日

平成 30 年 8 月 24 日(金)

5 実 施 場 所

監査委員室及び工事場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
 - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、区立小豆沢体育館プール棟増築工事及び付帯工事については、これまで二度にわたる契約変更が行われ、契約金額の大幅な増額及び工期の延長がなされた。

施設経営課にあつては、①契約変更に至った原因を究明した上で、十分な再

発防止策を講じること、②今後の工事において、十分な工程管理を行い、現場作業の^{ふくそう}輻輳に伴う事故の防止に万全を期することを強く求める。

【参考】区立小豆沢体育館プール棟増築工事及び付帯工事の契約変更

		当 初 (H28. 10. 28)	契約変更(1回目) (H29. 3. 2)	契約変更(2回目) (H30. 6. 20)	
建 築 工 事	請負金額	2,608,200,000円	2,652,624,828円 (44,424,828円増)	2,678,076,000円 (25,451,172円増)	
	工 期	H28. 10. 29～H30. 9. 28	H28. 10. 29～ <u>H30. 10. 26</u>	H28. 10. 29～ <u>H30. 12. 26</u>	
付 帯 工 事	電 気 設 備 工 事	請負金額	311,364,000円	変更なし	313,470,000円 (2,106,000円増)
		工 期	H28. 10. 29～H30. 9. 28	H28. 10. 29～ <u>H30. 10. 26</u>	H28. 10. 29～ <u>H30. 12. 26</u>
	給 排 水 衛 生 設 備 工 事	請負金額	260,820,000円	変更なし	262,429,200円 (1,609,200円増)
		工 期	H28. 10. 29～H30. 9. 28	H28. 10. 29～ <u>H30. 10. 26</u>	H28. 10. 29～ <u>H30. 12. 26</u>
	空 調 工 事	請負金額	294,840,000円	変更なし	296,665,200円 (1,825,200円増)
		工 期	H28. 10. 29～H30. 9. 28	H28. 10. 29～ <u>H30. 10. 26</u>	H28. 10. 29～ <u>H30. 12. 26</u>
昇 降 機 設 備 工 事 H29. 3. 27 契約	請負金額	26,136,000円	変更なし	変更なし	
	工 期	H29. 3. 28～H30. 10. 26	変更なし	H29. 3. 28～ <u>H30. 12. 26</u>	

平成 30 年度第 2 回工事監査(土木)結果について

1 監査実施年月日

平成 30 年 11 月 12 日(月)

2 監 査 対 象

- (1) 工事件名 都市計画道路補助第 87 号線整備工事(電線共同溝)
- (2) 工事場所 板橋区稻荷台 28～加賀二丁目 21 番地先
- (3) 請負金額 1 4 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円
- (4) 工 期 平成 30 年 5 月 25 日～平成 31 年 1 月 17 日
- (5) 請負会社 辰島建設株式会社
- (6) 進 捗 率 73% (監査実施日現在)

3 対 象 課

土木部計画課及び工事課

4 監査委員合議年月日

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

5 実 施 場 所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監 査 の 範 囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
 - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度第 3 回工事監査(土木)結果について

1 監査実施年月日

平成 31 年 1 月 28 日(月)

2 監 査 対 象

- (1) 工事件名 大谷口児童遊園改修工事
- (2) 場 所 板橋区大谷口北町 21 番 2 号
- (3) 請負金額 1 0 5 , 7 6 4 , 4 0 0 円
- (4) 工 期 平成 30 年 8 月 8 日～平成 31 年 3 月 15 日
- (5) 請負会社 西山・協和建設共同企業体
- (6) 進 捗 率 8 7 . 8 % (監査実施日現在)

3 対 象 課

土木部みどりと公園課及び公園整備担当課

4 監査委員合議年月日

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監 査 の 範 囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
 - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 30 年度第 4 回工事監査(建築)結果について

1 実施年月日

平成 31 年 2 月 13 日(水)

2 監査対象

- (1) 工事件名 区立美術館大規模改修工事
- (2) 場 所 板橋区赤塚五丁目 34 番 27 号
- (3) 請負金額 4 1 7 , 5 2 8 , 0 0 0 円
- (4) 工 期 平成 30 年 6 月 21 日～平成 31 年 5 月 31 日
- (5) 請負会社 立花・古川建設共同企業体
- (6) 進 捗 率 6 2 . 0 %

[付帯工事]

工事件名	請負会社	請負金額(円)	工期	進捗率
電気設備工事	新分・平田建設共同企業体	131,220,000	H30. 6.12 から H31. 5.31 まで	65.0%
機械設備工事	アネス・富士川建設共同企業体	(変更前) 225,180,000 (変更後) 226,065,600	H30. 6.21 から H31. 5.31 まで	65.0%
昇降機設備工事	フジテック株式会社 首都圏統括本部	20,754,630	H30. 9. 5 から H31. 5.31 まで	80.0%

3 対 象 課

政策経営部施設経営課

4 監査委員合議年月日

平成 31 年 3 月 28 日(木)

5 実 施 場 所

監査委員室及び工事場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査資料とした。

- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事
施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
(2) 施工状況

8 着眼点

- (1) 計画 工事の計画は妥当か。
(2) 設計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
(3) 積算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
(4) 契約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、
危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約
の内容は適切か。
(5) 施工
① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び
提出書類等は的確に整備・保存されているか。
④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

10 その他

今回の監査対象工事を含め、今年度の工事監査対象工事では、請負事業者が
区外事業者に下請発注する事例が多く見受けられた。

区が工事を発注するときは、地域経済活性化や区内小規模事業者の保護・育
成等の観点から、工事の一部を下請させる際は可能な限り、区内事業者を活用
することについて、請負事業者に求めるよう要望する。

平成 30 年度指定管理者監査（新規分）結果について

- 1 監査実施年月日 平成 30 年 12 月 20 日(木)

- 2 監査対象
 - (1) 施設 エコポリスセンター
 - (2) 指定管理者 板橋エコみらいプロジェクト
 - ①株式会社小学館集英社プロダクション
 - ②東京ビジネスサービス株式会社
 - ③東京パワーテクノロジー株式会社
 - ④板橋建物総合管理協同組合
 - (3) 所管課 資源環境部環境政策課

- 3 監査委員合議年月日
平成 31 年 1 月 31 日（木）

- 4 監査実施場所 監査委員室及びエコポリスセンター

- 5 監査の範囲
 - (1) 所管課
平成 29 年度指定管理施設の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)
 - (2) 指定管理者
平成 29 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

- 6 監査の着眼点
 - (1) 所管課
 - ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
 - ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
 - ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
 - ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

(2) 指定管理者

- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、次の意見を付す。

区は、区民サービスの向上を目的に指定管理者制度を活用しているが、今後とも、施設を適正に管理・運営するためには、各担当課による指定管理者に対する指導監督を行うことが重要である。

各担当課は、指定管理者から提出される事業実績報告書や会計報告書の内容を十分精査するとともに、適宜、施設の状況を確認し、必要に応じ、指定管理者に対する指導等を行うなど、施設の適切な維持管理や事業運営の一層の充実を図る必要がある。

平成 30 年度指定管理者監査（継続更新分）結果について

1 監査実施年月日 平成 30 年 10 月 15 日(月)、19 日(金)、11 月 12 日(月)

2 監査対象

(1) 指定管理者と所管課のヒアリング実施

① 施設 教育科学館
指定管理者 株式会社 学研プラス
所管課 教育委員会事務局生涯学習課

(2) 所管課のみヒアリング実施

① 施設 徳丸ふれあい館
指定管理者 株式会社 アリオス
所管課 健康生きがい部長寿社会推進課

② 施設 徳丸高齢者在宅サービスセンター
西台高齢者在宅サービスセンター
指定管理者 社会福祉法人 翠生会
所管課 健康生きがい部介護保険課

③ 施設 仲町高齢者在宅サービスセンター
指定管理者 社会福祉法人 奉優会
所管課 健康生きがい部介護保険課

④ 施設 小茂根福祉園
指定管理者 社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会
所管課 福祉部障がい者福祉課

⑤ 施設 赤塚福祉園
指定管理者 社会福祉法人 嬉泉
所管課 福祉部障がい者福祉課

3 監査委員合議年月日

平成 31 年 1 月 31 日(木)

4 監査実施場所 監査委員室及び教育科学館

5 監査の範囲

(1) 所管課

平成 29 年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 指定管理者 (教育科学館のみ)

平成 29 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

6 監査の着眼点

(1) 所管課

- ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

(2) 指定管理者 (教育科学館のみ)

- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、次の意見を付す。

区は、区民サービスの向上を目的に指定管理者制度を活用しているが、今後とも、施設を適正に管理・運営するためには、各担当課による指定管理者に対する指導監督を行うことが重要である。

各担当課は、指定管理者から提出される事業実績報告書や会計報告書の内容を十分精査するとともに、適宜、施設の状況を確認し、必要に応じ、指定管理者に対する指導等を行うなど、施設の適切な維持管理や事業運営の一層の充実を図る必要がある。

平成30年度 特定項目監査結果報告について

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「主管課契約における随意契約について」

3 監査テーマ設定の趣旨

平成28年4月の板橋区契約事務規則の改正により、主管課契約が可能な金額が引き上げられ、主管課による契約事務の範囲が拡大した。

これに伴い、各課における、随意契約に係る事務の権限が広がった。そこで、今年度の特定項目監査では、主管課で行われた随意契約のうち、特定の事業者一者をあらかじめ指定した契約（以下「特命随意契約」という。）について、事務が適切に処理されているかを検証した。

4 監査の着眼点

- (1) 主管課契約の相手先選定に係る手続きは適切に行われているか。
- (2) 契約手続きにおける競争性、公正性は確保されているか。
- (3) 主管課契約における履行確認は適切に行われているか。

5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象とする主管課契約は、平成29年度中に行われた主管課契約のうち、特命随意契約として締結した契約を対象とした。
- (2) 監査は、平成30年度の定期監査対象の全ての部署を対象とし、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。
- (3) 区の契約事務を統括する総務部庁舎管理・契約課に対し、平成31年1月31日（木）に聴取を行った。

6 監査実施期間

平成30年4月2日（月）から平成31年2月28日（木）まで

第2 監査結果

1 主管課契約の状況

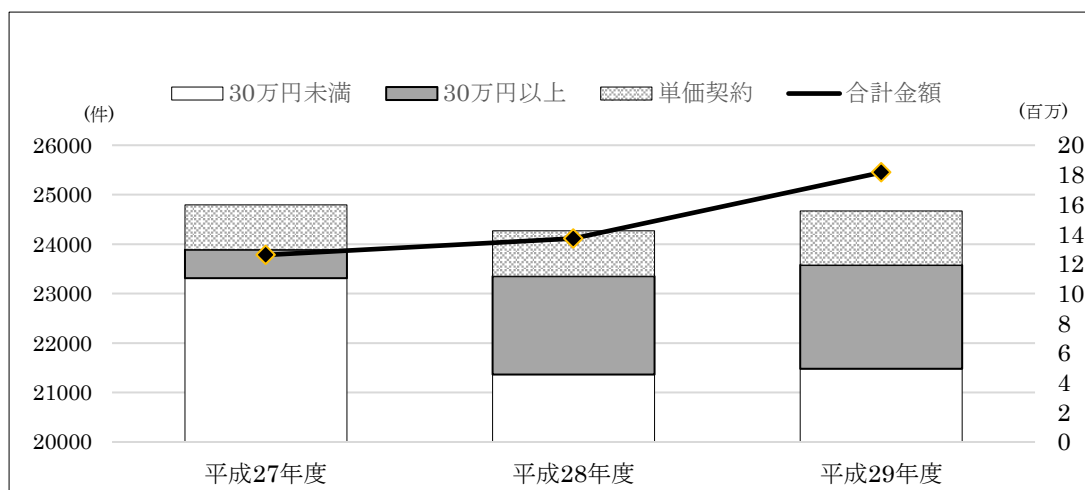
区全体の契約の状況は、表1^{※1}のとおりである。このうち、主管課契約の占める割合は、件数で93.4%、金額で42.1%である。

〈表1 区全体の契約の状況〉

契約種別		件数	構成比	金額	構成比
庁舎管理・ 契約課契約	競争入札	947件	3.6%	13,708,607千円	31.8%
	随意契約	802件	3.0%	11,296,040千円	26.2%
主管課契約		24,674件	93.4%	18,164,042千円	42.1%
計		26,423件	100.0%	43,168,689千円	100.0%

過去3年間における主管課契約の状況は、図^{※2}のとおりである。主管課契約の可能な金額が引き上げられた平成28年度から30万円以上の主管課契約の件数は大きく増えている。

〈図 過去3年間における主管課契約の状況〉



主管課契約の集計は、表2^{※3}(P5)のとおりである。このうち特命随意契約が占める割合は、件数で41.6%、金額で92.4%である。

また、特命随意契約の状況は、表3(P5)のとおりである。契約の種類で全体に占める割合が大きいものは、件数で物品購入契約が47.7%、金額で委託契約が56.8%である。

※1：庁舎管理・契約課資料から抜粋。

※2：庁舎管理・契約課資料をもとに作成。

※3：監査対象部署から提出された調書をもとに監査委員事務局で集計。以降の表も同じ。

〈表 2 主管課契約の集計〉

契約種別	件数	構成比	金額	構成比
特命随意契約	6,067件	41.6%	16,054,298千円	92.4%
見積競争	8,503件	58.4%	1,328,953千円	7.6%
計	14,570件	100.0%	17,383,251千円	100.0%

〈表 3 特命随意契約の状況〉

種類	件数	構成比	金額	構成比
委託	1,153件	19.0%	9,113,243千円	56.8%
工事・修繕	1,205件	19.8%	245,469千円	1.5%
物品購入	2,892件	47.7%	189,750千円	1.2%
印刷製本	79件	1.3%	7,570千円	0.0%
その他	738件	12.2%	6,498,266千円	40.5%
計	6,067件	100.0%	16,054,298千円	100.0%

2 主管課契約の相手先選定に係る手続きは適切に行われているか。

各部の特命随意契約における業者選定の理由は、表4^{※4}のとおりである。

- ①緊急性が高く複数の見積を徴する暇がない
- ②目的物が特定の者でなければ調達できない
- ③機械、システム保守等で製造元、開発者等以外では履行できない
- ④法令等により相手方が特定されている
- ⑤障がい者支援施設等やシルバー人材センターとの特定随意契約
- ⑥小規模事業者との契約
- ⑦その他

〈表4 特命随意契約における業者選定の理由〉 単位：件

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
政 策 経 営 部	440	53	20	4	5	55	48	625
総 務 部	17	115	19	0	24	118	54	347
危 機 管 理 室	0	12	8	0	8	4	18	50
区 民 文 化 部	13	63	10	0	23	27	57	193
産 業 経 済 部	1	67	24	0	9	70	27	198
健康生きがい部(保健所)	25	338	55	15	30	402	143	1,008
福 祉 部	3	47	5	2	48	36	219	360
子 ども 家 庭 部	69	92	135	66	5	43	107	517
資 源 環 境 部	8	28	13	8	2	45	82	186
都 市 整 備 部	44	18	11	6	10	41	37	167
土 木 部	30	62	33	0	16	38	138	317
会 計 管 理 室	0	6	7	0	0	5	7	25
教育委員会事務局	40	245	88	13	31	164	162	743
選挙管理委員会事務局	14	18	3	0	5	0	11	51
農業委員会事務局	0	8	1	0	4	1	0	14
監査委員事務局	0	9	0	0	0	7	0	16
区 議 会 事 務 局	0	20	1	0	2	12	8	43
小 ・ 中 学 校	119	369	55	35	17	345	267	1,207
計	823	1,570	488	149	239	1,413	1,385	6,067

※小・中学校には天津わかしお学校を含む

※⑦には付合契約^{※5} (257件)を含む

特命随意契約の業者選定に関する各部の状況では、②の「目的物が特定の者でなければ調達できない」による理由が1,570件で最も多く、全体の25.9%を占めている。次いで⑥の「小規模事業者との契約」が1,413件、23.3%である。

小規模事業者との契約実績は、各課の努力により年々上がってきているが、特定の事業者に偏って契約する傾向が見られた。

※4：調査回答は、①から⑦までの選択肢から一番近いものを選択する形式で集計した。

※5：付合契約とは契約当事者である企業等があらかじめ一方的に契約内容を決定し、相手方が契約内容を選択する自由を持たない契約で、電気、ガス、水道の供給等の契約をいう。

なお、⑦の「その他」で主なものは、付合契約、再リース契約、プロポーザルの選定結果による契約のほか、「近隣で納品が確実」等の理由であった。

障がい者支援施設等との契約は合計 70 件で、特命随意契約全体の 1.2%であり、最も多かったのは福祉部で 37 件であった。

また、起案文に記載された業者選定の理由を確認したところ、記載の要件だけでは、当該事業者のみが受注可能であると判断できないものが見られた。

各部の特命随意契約における区内事業者の割合は、表 5 のとおりである。

件数においては 63.6%、金額では 69.9%が区内事業者との契約である。

〈表 5 特命随意契約における区内事業者の割合〉

	特命随意契約		区内事業者(内数)			
	件数	金額(千円)	件数	割合	金額(千円)	割合
政策経営部	625 件	4,850,889	493 件	78.9%	4,722,057	97.3%
総務部	347 件	304,202	216 件	62.2%	23,607	7.8%
危機管理室	50 件	9,329	19 件	38.0%	1,461	15.7%
区民文化部	193 件	356,988	137 件	71.0%	262,081	73.4%
産業経済部	198 件	54,344	123 件	62.1%	22,187	40.8%
健康生きがい部(保健所)	1,008 件	5,225,225	592 件	58.7%	4,393,104	84.1%
福祉部	360 件	237,645	227 件	63.1%	35,953	15.1%
子ども家庭部	517 件	943,957	357 件	69.1%	790,821	83.8%
資源環境部	186 件	109,874	106 件	57.0%	7,422	6.8%
都市整備部	167 件	70,372	103 件	61.7%	43,556	61.9%
土木部	317 件	980,927	182 件	57.4%	445,654	45.4%
会計管理室	25 件	51,734	5 件	20.0%	96	0.2%
教育委員会事務局	743 件	2,789,748	387 件	52.1%	434,329	15.6%
選挙管理委員会事務局	51 件	9,216	26 件	51.0%	4,022	43.6%
農業委員会事務局	14 件	452	8 件	57.1%	36	8.0%
監査委員事務局	16 件	805	7 件	43.8%	129	16.0%
区議会事務局	43 件	8,731	27 件	62.8%	5,854	67.0%
小・中学校	1,207 件	49,860	846 件	70.1%	36,633	73.5%
計	6,067 件	16,054,298	3,861 件	63.6%	11,229,002	69.9%

※小・中学校には天津わかしお学校を含む

特命随意契約に対する区内事業者の割合を部別に見ると、政策経営部が 78.9%で最も高く、金額においても、政策経営部が 97.3%で最も高い。金額の割合が高くなった要因は、平成 29 年度における土地開発公社との土地購入に関する契約が、44 億円余となったところが多い。

契約種類別の業者選定の理由は、表6のとおりである。

物品購入では⑥の「小規模事業者との契約」が1,151件で最も多く、物品購入全体の39.8%を占め、次いで多いのは②の「目的物が特定の者でなければ調達できない」が1,043件、36.1%である。修繕・工事では、①の「緊急性が高く複数の見積を徴する暇がない」が625件で、修繕・工事全体の51.9%を占めている。

〈表6 契約種類別の業者選定の理由〉

単位：件

種 類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
委 託	55	276	181	103	124	11	403	1,153
修繕・工事	625	63	223	7	2	201	84	1,205
物品購入	129	1,043	63	28	32	1,151	446	2,892
印刷製本	3	10	0	0	15	36	15	79
そ の 他	11	178	21	11	66	14	437	738
計	823	1,570	488	149	239	1,413	1,385	6,067

※契約種類「その他」の⑦には付合契約(257件)を含む

(意 見)

- 特命随意契約のうち、小規模事業者、区内事業者を選定し契約を締結する取組は一定の効果を挙げている。

こうした状況を踏まえ、今後は事務の効率化の観点からも、一者見積による随意契約の範囲拡大について、積極的に検討すべきである。

- 障がい者支援施設等からの優先調達については、件数、金額ともに実績が低いのが現状である。庁舎管理・契約課は、障がい者福祉課と連携して、優先調達による特定随意契約の一層の拡大に向けた具体的な取組について、検討を進める必要がある。

3 契約手続きにおける競争性、公正性は確保されているか。

各部の特命随意契約における予定価格の設定方法は、表7^{*6}のとおりである。

- ①カタログ定価等から積算
- ②前年度実績から積算
- ③同種の契約実績から積算
- ④契約事業者からの下見積
- ⑤契約事業者以外からの下見積
- ⑥決められた単価表等から積算
- ⑦その他

〈表7 特命随意契約における予定価格の設定方法〉

単位：件

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
政策経営部	20	1	0	560	0	17	27	625
総務部	46	15	0	266	0	12	8	347
危機管理室	1	0	0	30	0	6	13	50
区民文化部	6	25	1	145	0	2	14	193
産業経済部	11	11	0	167	0	0	9	198
健康生きがい部(保健所)	78	55	3	707	0	120	45	1,008
福祉部	36	29	26	92	1	158	18	360
子ども家庭部	30	9	1	402	0	64	11	517
資源環境部	0	1	0	138	0	10	37	186
都市整備部	6	14	0	130	0	7	10	167
土木部	3	11	0	247	1	9	46	317
会計管理室	7	4	0	7	0	0	7	25
教育委員会事務局	14	44	3	590	3	37	52	743
選挙管理委員会事務局	0	6	0	35	0	6	4	51
農業委員会事務局	0	0	0	14	0	0	0	14
監査委員事務局	1	0	0	15	0	0	0	16
区議会事務局	0	0	0	42	0	0	1	43
小・中学校	400	97	14	655	2	35	4	1,207
計	659	322	48	4,242	7	483	306	6,067

※小・中学校には天津わかしお学校を含む。

※⑦には付合契約(257件)を含む。

特命随意契約における予定価格の設定方法では、④の「契約事業者からの下見積」が、4,242件で全体の69.9%で最も多く、次いで①の「カタログ定価等から積算」が659件、10.9%である。

また、ほぼすべての契約で予定価格どおりの額で契約締結しており、金額に差異があったものは、全体で43件であった。

※6：調査回答は、①から⑦までの選択肢から一番近いものを選択する形式で集計した。

契約種類別の予定価格の設定方法は、表8のとおりである。すべての種類において、④の「契約事業者からの下見積」が最も多い。

〈表8 契約種類別の予定価格の設定方法〉

単位：件

種 類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
委 託	0	114	30	601	2	389	17	1,153
修繕・工事	2	12	6	1,185	0	0	0	1,205
物品購入	647	118	11	2,055	5	36	20	2,892
印刷製本	1	22	0	56	0	0	0	79
そ の 他	9	56	1	345	0	58	269	738
計	659	322	48	4,242	7	483	306	6,067

※契約種類「その他」の⑦には付合契約(257件)を含む

(意 見)

- 委託契約、工事契約においては、多くの場合、下見積金額、設計金額（起案上の予定金額）、契約金額が同額であり、かつ下見積事業者との特命随意契約となっており、競争性、公正性が確保されたと認められないものが一部見受けられた。

庁舎管理・契約課は、各課が見積内容の検討経過（業者選定経過）を起案文において明確にするなど、競争性、公正性のほか透明性を確保するための方策を検討する必要がある。

4 主管課契約における履行確認は適切に行われているか。

各部の特命随意契約における履行確認の方法は、表9^{※7}のとおりである。

- ①給付完了時の検査のみ
- ②給付完了時の検査のみ(作業写真等の関係書類も確認)
- ③給付完了時の検査+作業工程における履行確認
- ④③のうち給付完了時の検査+「委託契約履行確認票」による確認の場合
- ⑤給付完了時の検査(作業写真等の関係書類も確認)+作業工程における履行確認
- ⑥その他

〈表9 特命随意契約における履行確認の方法〉 単位：件

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
政策経営部	123	453	6	13	4	26	625
総務部	261	20	27	3	26	10	347
危機管理室	30	6	1	0	0	13	50
区民文化部	126	36	13	2	0	16	193
産業経済部	147	31	10	0	1	9	198
健康生きがい部(保健所)	755	142	25	23	1	62	1,008
福祉部	326	6	12	0	4	12	360
子ども家庭部	374	126	3	2	0	12	517
資源環境部	118	26	0	1	0	41	186
都市整備部	68	83	8	0	1	7	167
土木部	179	27	10	21	34	46	317
会計管理室	17	0	0	1	0	7	25
教育委員会事務局	466	159	10	37	22	49	743
選挙管理委員会事務局	40	0	7	0	0	4	51
農業委員会事務局	13	0	0	1	0	0	14
監査委員事務局	16	0	0	0	0	0	16
区議会事務局	42	0	0	0	0	1	43
小・中学校	1,010	82	83	2	30	0	1,207
計	4,111	1,197	215	106	123	315	6,067

※小・中学校には天津わかしお学校を含む。

※⑥には付合契約(257件)を含む。

特命随意契約における履行確認の方法では、①の「給付完了時の検査のみ」が4,111件で、全体の67.8%と最も多く、次いで②の「給付完了時の検査のみ(作業写真等の関係書類も確認)」が1,197件、19.7%である。また、検査を給付完了時のみに行うとした、①と②を合算すると5,308件、87.5%である。

契約種類別の履行確認の方法は、表10(P12)のとおりである。

修繕・工事においては、②の「給付完了時の検査のみ(作業写真等の関係書類

※7：調査回答は、①から⑥までの選択肢から一番近いものを選択する形式で集計した。

も確認)」が 890 件で、修繕・工事全体の 73.9%を占めている。修繕・工事以外では、①の「給付完了時の検査のみ」が各種類とも最も多い履行確認方法である。

なお、庁舎管理・契約課では、主管課による工事契約の一部について、抜き打ちによる検査を行い、工事の内容についてチェックリストに基づき、緊急、特命の理由、内訳書・図面の整合、見積書、写真などを検査し、必要に応じて指導を行っている。

〈表 10 契約種類別の履行確認の方法〉

単位：件

種 類	①	②	③	④	⑤	⑥	計
委 託	648	272	96	90	18	29	1,153
修繕・工事	143	890	73	8	89	2	1,205
物品購入	2,859	11	17	5	0	0	2,892
印刷製本	67	2	10	0	0	0	79
そ の 他	394	22	19	3	16	284	738
計	4,111	1,197	215	106	123	315	6,067

※契約種別「その他」の⑥には付合契約(257件)を含む

(意 見)

- 監査対象となった案件の中には、年間を通じて履行を求めるもの、区民の個人情報を取り扱うものなど、契約期間の途中であっても、履行状況の確認が必要なものがあり、契約期間満了後の完了検査のみで済ませている案件については、改めて履行確認の方法を点検する必要がある。

なお、平成 18 年 5 月に発出された「契約事務に関する留意事項について (委託契約における履行確認の徹底等)」では、委託契約の履行確認について、履行状況の確認を、契約期間の半ばまでに実施することを通知しているところであり、監督職員及び検査職員並びにこれらを指定する主管課長は、委託内容、仕様書等に応じて適切な履行状況の確認に努める必要がある。

第3 総括意見

平成28年度以降、主管課契約の可能な範囲が拡大されたことに伴い、各課の積極的な取組の効果もあって、契約事務の効率化は一段と進んでいる。庁舎管理・契約課は、今後なお一層、各課が適正に契約事務を執行し、競争性・公正性、履行の確実性を確保するため、的確な指導・助言を行うことが肝要である。

そのため、まず第一に、財務会計システムにおける契約事務に係るデータを統括的に管理し、各課の契約事務の状況を常に把握することが重要である。

現在の財務会計システムでは、庁舎管理・契約課は契約事務に関する統括的な権限を認められていないため、早急な改善が必要である。

第二に、区の各部署が契約事務を正確に行い、誤りを未然にチェックするような仕組みを検討することが必要である。

庁舎管理・契約課は、各課の担当職員の契約事務に関する知識、コンプライアンスの徹底について、継続的に取り組む必要がある。

決算審査

平成29年度 決算審査結果について

第1 審査の対象

- 1 平成29年度東京都板橋区一般会計歳入歳出決算書及び証書類
- 2 平成29年度東京都板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 3 平成29年度東京都板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 4 平成29年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 5 平成29年度東京都板橋区奨学資金貸付基金運用状況調書
- 6 平成29年度東京都板橋区美術資料収集基金運用状況調書
- 7 附属書類
 - (1) 平成29年度東京都板橋区各会計歳入歳出決算事項別明細書及び予算の執行実績
 - (2) 平成29年度東京都板橋区各会計実質収支に関する調書
 - (3) 平成29年度財産に関する調書

第2 審査の期間

平成30年7月6日から平成30年8月24日まで

第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定によって作成されているか否かを確認するとともに、歳入歳出決算の計数を会計管理者所管の関係諸帳簿・証書類と照合審査した。
- 2 経理状況については、関係部課の帳簿・文書等により審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。
- 3 財産については、土地及び建物は台帳により、有価証券、出資による権利、無体財産権、債権、基金及び物品は関係諸帳簿・証書類等により照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。

- 4 各基金の運用状況については、審査に付された各基金の運用状況調書に誤りがないか、各基金が設置の目的に従い適正かつ効率的に運用されているかについて、各関係部課の帳簿、台帳及び証書類を照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。また、各基金の経理状況及び保管管理の状況については、会計管理者所管の関係諸帳簿及び証書類並びに各関係部課の帳簿等により照合審査した。

第4 審査の結果

1 計数審査

各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び予算の執行実績、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況調書は、法令の様式を備え、表示された計数は正確であり、会計管理者及び関係部課が所管する諸帳簿・証書類と照合審査した結果、いずれも適正なものと認められた。

2 財政の状況

平成29年度各会計の決算収支、財政構造及び予算の執行状況については、項を改めて会計別にその概要を述べるが、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められた。

第5 総括意見

「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成30年1月22日閣議決定)」では、「平成29年度の我が国経済をみると、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。」としている。

平成29年度の板橋区の財政状況をみると、歳入においては、特別区交付金が12億86百万円の減額となった一方で、各種交付金は合わせて10億67百万円の増額となり、また、雇用・所得環境の改善による納税義務者の増を受けて、特別区税が6億82百万円の増額、自立支援費負担金及び私立保育所運営費負担金等の増に伴う国庫支出金が6億34百万円、都支出金が12億5百万円の増額となった結果、平成28年度に対して3.7%の増となった。

歳出では、待機児童対策や自立支援給付等にかかる扶助費が25億3百万円の増となり、板橋駅板橋口駅前用地取得等により総務費が16億63百万円、各基金への積立により諸支出金が44億93百万円の増額となった一方、教育費は小中学校の大規模改修対象校の減少等により22億67百万円の減額となった結果、平成28年度に対して3.2%の増となった。

財政調整基金については、36億23百万の積立てと21億91百万円の取崩しを行い、実質の積立額は14億32百万円で、基金活用方針による平成30年度末の目標である210億円に対して、年度末残高は205億18百万円となっている。

平成29年度板橋区普通会計決算を財政指標で見ると、実質単年度収支は12億48百万円の黒字となり、実質収支比率は、前年度比1.1ポイント増の4.5%で、一般的に望ましいとされる3~5%の範囲内となっている。今後も収支の均衡を継続されることを望む。

経常収支比率は、83.8%で前年度から0.3ポイント上昇し、適正水準とされる70~80%の範囲を超え、財政の硬直化が危惧される状況が続いている。経常収支比率の改善には、経常的な既定事業の見直しや区税収入等の確保など、今後も財政構造の弾力化に向け、取組を継続することが求められる。

公債費負担比率は、分母である一般財源総額が増となったものの、分子である公債費充当一般財源等が分母の増加率を上回る増となった結果、前年度から0.2ポイント増の3.0%となった。引き続き、計画的かつ効果的な起債の活用を図られるよう望む。

人件費比率は、退職者数の減に伴う退職手当の減等により、前年度から0.8ポイント減の15.5%となった。職員定数の適正化に努めることが肝要である。

我が国の景気は今後も、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心として景気回復が見込まれるところである。

板橋区においては、納税義務者の増による、特別区民税の増が見込まれる一方、地方消費税清算基準の見直しや、法人住民税の一部国有化の影響による減収が危惧される。また、ふるさと納税による特別区民税への影響額が、平成28年度の3億73百万円から平成29年度は6億94百万円となり、平成30年度における影響額は、さらに拡大する見込みである。

歳出においては、待機児童対策を始めとする子育て支援策や公共施設・社会資本の再構築等に多大な経費負担が見込まれることが懸念される。

こうした状況の中で、区は「板橋区基本計画2025」を踏まえ、「いたばしNo.1実現プラン2018」で掲げた目標達成のため、計画的かつ効率的な行財政運営を行う必要がある。

健全化判断比率审查

平成29年度健全化判断比率審査結果について

第1 審査の対象

- 1 平成29年度 東京都板橋区健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成29年度 東京都板橋区健全化判断比率算定様式

第2 審査の期間

平成30年8月10日から平成30年8月24日まで

第3 審査の方法

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された上記の健全化判断比率の計算が正確であるか、算定の基礎となる健全化判断比率算定様式に記載された計数等に誤りがないかを主眼に審査を実施した。
- 2 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式の各数値の検証にあたっては、関係部課からの聴取をするとともに、その基となる関係資料の提出を求め、照合審査した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式に記載した数値は、各会計歳入歳出決算書等決算数値、諸資料、諸帳簿と照合審査した結果、適切な算定数値が用いられ、その算出過程は正確であり、誤りのないものと認められた。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、法に照らし、いずれも適正なものと認められた。

第5 総 括

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	板 橋 区		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	比 率	(算出比率)		
実質赤字比率	—	(△4.51)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	(△9.04)	16.25	30.00
実質公債費比率	△3.4	(△3.4)	25.0	35.0
将来負担比率	—	(△74.1)	350.0	

※1 比率の「—」は、当該比率が生じていないことを示している。

※2 (算出比率)は、既定の数式により算出した参考数値である。

(1) 実質赤字比率

平成29年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は11.25%である。

(2) 連結実質赤字比率

平成29年度の一般会計等と特別会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は16.25%である。

(3) 実質公債費比率

平成29年度の実質公債費比率は△3.4%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

平成29年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回り、法に定める将来負担比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

2 意 見

平成29年度における東京都板橋区健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、法に照らし、適正なものと認められる。

今後も、行財政改革を着実に遂行し、より強固で健全な財政基盤を確立することを望む。

行政監査

平成 30 年度第 1 回行政監査結果報告書（概要）

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

「保健所における食品・環境衛生等の監視指導業務について」

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、区民の健康に関する安全と安心を確保することを目的として、食品・環境等の衛生力向上に取り組んでいる。

また、食の安全、衛生的な住まいの環境の確保などに対する区民ニーズも非常に高い。

そこで、平成 30 年度第 1 回行政監査では、保健所における食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

(1) 監査対象

保健所における食品衛生、環境衛生、医事衛生、薬事衛生及び獣医衛生に関する監視指導業務

(2) 監査対象課

健康生きがい部（保健所）生活衛生課

5 監査実施期間（P 2）

平成 30 年 5 月 11 日（金）から平成 30 年 11 月 29 日（木）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P 3)

- 1 保健所業務の沿革 (P 3)
- 2 食品・環境衛生等の業務に関連する区の計画と取組 (P 5)
- 3 食品・環境衛生等の業務を担う組織と職員体制 (P 7)
- 4 食品衛生 (P 9)
- 5 環境衛生 (P 23)
- 6 獣医衛生 (P 35)
- 7 医事衛生 (P 38)
- 8 薬事衛生 (P 42)

検討・改善を求める事項 (P 47)

着眼点1 食品・環境衛生等に関する事務手続は法令等に基づき適正に行われているか。

- 1 食品衛生検査施設の適正な管理・運営 (P 15)
生活衛生課は、検査室の薬品の保管・管理が適正に行われるよう、板橋区保健所検査等業務管理要領に定める管理主体及び各責任者の責務をより明確に整理し、セキュリティの高い検査室とする必要がある。

着眼点2 食品・環境衛生等の監視指導業務は計画的かつ効果的に行われているか。

- 1 動物の飼養及び収容施設の監視指導体制の整備 (P 37)
生活衛生課は、動物の飼養又は収容施設について、許可及び立入検査等の監視指導業務を適正かつ計画的に実施できる体制を整備する必要がある。

総括意見（P48）

第一に、食品・環境衛生監視員の専門職員の技能水準を確保し、教育訓練に努めるとともに、一層効率的・効果的な監視指導業務を進める上で必要な体制を維持することが必要である。

当該業務は、東京都から移管を受け、以来、保健所では少人数職種の一つとして専門職員の任用、育成を行ってきた。1区当たりの規模は小さく、新人職員の確保や欠員補充への迅速な対応が困難な状況である。

しかも、法に基づく営業許可・届出確認事務は、業務・業態ごとに細分化され、業務を習熟するまでに非常に時間がかかると言われている。高度かつ専門的な知識に習熟した技術職員の育成が急務である。

職員の任用管理は各区共通の課題であり、特別区全体として、取組を強化することが求められる。

また、例えば子ども食堂における衛生管理や民泊をめぐる苦情相談など、新たな社会事象への対応も求められている。

第二に、食の安全や生活環境の向上に関する区民ニーズに対応するため、保健所の取組や事故情報等の提供に積極的に取り組むことが必要である。

まず、営業施設での事故については、被害拡大を防止する観点から、正確かつ迅速な情報提供が不可欠である。

また、区民の生活に密着した食の安全（食中毒、食品表示、食物アレルギー等）、飲料水の安全、住まいの衛生などの情報は、区民にとって関心の高い情報である。区民が知りたい情報を的確に発信し、区と区民の信頼できる関係を築くためにも、区は更なる広報の充実に努めなければならない。

最後に、食品・環境衛生に関連する施設の営業許可及び監視指導に係る業務は、それぞれの法令が定める基準を遵守し、厳正な手続を経て進める極めて権力的な行政事務である。生活衛生課の職員は、法令を正しく理解するとともに、厳格な姿勢を保持するよう一層コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。

平成 30 年度第 2 回行政監査結果報告書（概要）

第 1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

区営・区立住宅等の管理について

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、「東京で一番住みたくなるまち」の実現に向け、安心・安全な居住の持続、良質な住宅の供給などを目標に住宅施策を展開している。

一方、区営・区立住宅等においては、建物の老朽化、入居者の高齢化、空き室の発生など多くの課題を抱えている。

そこで、平成 30 年度第 2 回行政監査では、区営・区立住宅等の維持管理は適切に行われているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 区営・区立住宅等の維持管理は適切に行われているか。
- (2) 区営・区立住宅等の入居者等の管理業務は公正かつ適正に行われているか。
- (3) 区営住宅の計画修繕に関する業務は効率的に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

(1) 監査対象

区営住宅、区立住宅、高齢者住宅（けやき苑）、改良住宅及びまちづくり推進仲宿住宅の管理に関連する事務事業

(2) 監査対象課

都市整備部 住宅政策課

5 監査実施期間（P 1）

平成 30 年 6 月 29 日（金）から平成 30 年 12 月 27 日（木）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P 3)

- 1 住宅に関する施策 (P 3)
- 2 区営住宅・改良住宅 (P 11)
- 3 区立住宅 (P 32)
- 4 高齢者住宅 (けやき苑) (P 37)
- 5 まちづくり推進仲宿住宅 (P 51)

検討・改善を求める事項 (P 54)

着眼点1 区営・区立住宅等の維持管理は適切に行われているか。

- 1 しみちょう住宅作業所について (P 24)

しみちょう住宅作業所については、作業所全体が防音されており、専用駐車場も完備しているなど、設備は充実しているが、住宅として改装しにくい状況であることから、今後の取扱いについて対策を講じる必要がある。

着眼点2 区営・区立住宅等の入居者等の管理業務は公正かつ適正に行われているか。

- 1 滞納の縮減・解消について (P 27・P 35・P 47)

滞納については、負担の公平性を損なうものであるから、滞納金の縮減、解消に取り組む必要があり、厳正な取扱いが望まれる。

- 2 入居者の安全確保について (P 31・P 49)

住宅政策課は、区営住宅等において、自衛消防訓練を実施していない状況や防火管理者が必置ではない住宅があることを踏まえ、入居者の安全を確保し、災害による被害を最小限にする対応を講じる必要がある。

着眼点3 区営住宅の計画修繕に関する業務は効率的に行われているか。

- 1 効率的かつ計画的な建物管理について (P 23)

住宅政策課は、点検や修繕のデータを一元管理し、蓄積したデータの有効活用を図るとともに、建物の維持管理や計画修繕を効率的かつ計画的に実施していく必要がある。

総括意見（P55）

○ 区が供給する公的住宅の維持・管理に関する情報を一元的に管理することについて

区営住宅及び改良住宅の管理は指定管理者が行っているため、居住者との日常的なコミュニケーションや施設のメンテナンス、さらには大規模修繕に至るまで指定管理者に任せており、区が積極的に関与してきたとは言えないのが実態である。

各住宅の老朽化が進み、大規模修繕・建替えの推進、高齢者住宅（けやき苑）の区営住宅への集約を進める中で、新たな住宅管理のあり方の検討など、今後の区営住宅等の維持・管理について、区が解決すべき課題を総合的に把握する必要がある。

また、各住宅の沿革や設置からこれまでの経緯などについては、年数の経過とともに、資料や記録保管・継承が一部見られなかった。

住宅政策課は、施設や居住者の状況など様々な情報について一元的かつ十分に把握し、適正な公的住宅の維持・管理を行う必要がある。

○ 各住宅の施設管理や会計処理について、経営感覚をもって管理することについて

区が供給する住宅の維持・管理に要する経費は、区営住宅改築経費を除いて約9億円である。施設の老朽化とともに、修繕費もかさんでいる。

一方、使用料収入は、現年分の収入率は高いものの、滞納繰越分の回収は進まず、連帯保証人に対する請求も進まないのが現状である。

また、保証金や共益費のあり方など、今回の監査で幾つかの課題も散見されたところである。

住宅政策課は、住宅施策を効率的、効果的に進めるうえで、住宅基金の活用や長期的な資金計画も含め、これまで以上に経営感覚をもって業務にあたる必要がある。

区の計画によれば、区が提供する公的住宅は、将来は区営住宅に集約され、全体戸数が増加することはないが、区の総合的な住宅施策展開の中で、区民の住生活の安定、各世代の安全安心の居住環境の向上に関する施策が充実されることを望む。

例月出納検査

平成 30 年度例月出納検査結果報告書

1 検査月日	平成 30 年 4 月 27 日 (金)	(平成 30 年 3 月分)
	平成 30 年 5 月 29 日 (火)	(平成 30 年 4 月分)
	平成 30 年 6 月 29 日 (金)	(平成 30 年 5 月分)
	平成 30 年 7 月 30 日 (月)	(平成 30 年 6 月分)
	平成 30 年 8 月 24 日 (金)	(平成 30 年 7 月分)
	平成 30 年 9 月 21 日 (金)	(平成 30 年 8 月分)
	平成 30 年 10 月 29 日 (月)	(平成 30 年 9 月分)
	平成 30 年 11 月 29 日 (木)	(平成 30 年 10 月分)
	平成 30 年 12 月 27 日 (木)	(平成 30 年 11 月分)
	平成 31 年 1 月 31 日 (木)	(平成 30 年 12 月分)
	平成 31 年 2 月 28 日 (木)	(平成 31 年 1 月分)
	平成 31 年 3 月 28 日 (木)	(平成 31 年 2 月分)

2 検査対象課
会計管理室

3 検査対象
会計管理者所管の区一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出外現金及び基金の金銭出納状況

4 検査結果
検査資料と関係諸帳簿、証拠書類により計数審査を行い、各月末日における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、各会計、歳入歳出外現金及び基金とも計数上の誤りのないことを確認した。